

く報道発表資料>

県土整備部 建設管理課審査・指導監督担 藤倉、梅澤 商通 048-830-5171

内線 5171

E-mail: a5190-10@pref.saitama.lg.jp

カテゴリー:県政一般

令和5年12月25日

建設業者に対する営業停止処分について

埼玉県知事は、建設業法に基づき建設業者に対する営業停止処分を行いました。

1 被処分者

商号 島田建設株式会社

主たる営業所の所在地 埼玉県富士見市大字東大久保309番地

許可番号 埼玉県知事許可(特-4)第1050号

2 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

期間

令和6年1月9日から同年1月15日までの7日間

・停止を命ずる営業の範囲 建設業に関する営業の全て。

3 処分年月日

令和5年12月25日

4 処分の原因となった事実

島田建設株式会社は、富士見市発注工事において、令和5年7月1 0日にさいたま地方裁判所川越支部から廃棄物の処理及び清掃に関す る法律違反により罰金刑の判決を受け、令和5年7月26日にその刑 が確定した。

また、同工事において同社従業員は、令和5年7月10日にさいた ま地方裁判所川越支部から刑法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法 律違反により懲役刑及び罰金刑の判決を受け、令和5年7月26日に その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

(参考:関係法令抜粋)

建設業法

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号 のいずれかに該当する場合(中略)においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。(後略)

一及び二 (略)

三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員等)又は政令で 定める使用人がその業務に関し他の法令(中略)に違反し、建設業者として不適 当であると認められるとき。

四~九 (略)

2 (略)

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が第1項各号のいずれかに該当するとき(中略)は、その者に対し、1年以内の期間を定めて、その営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

4~7 略